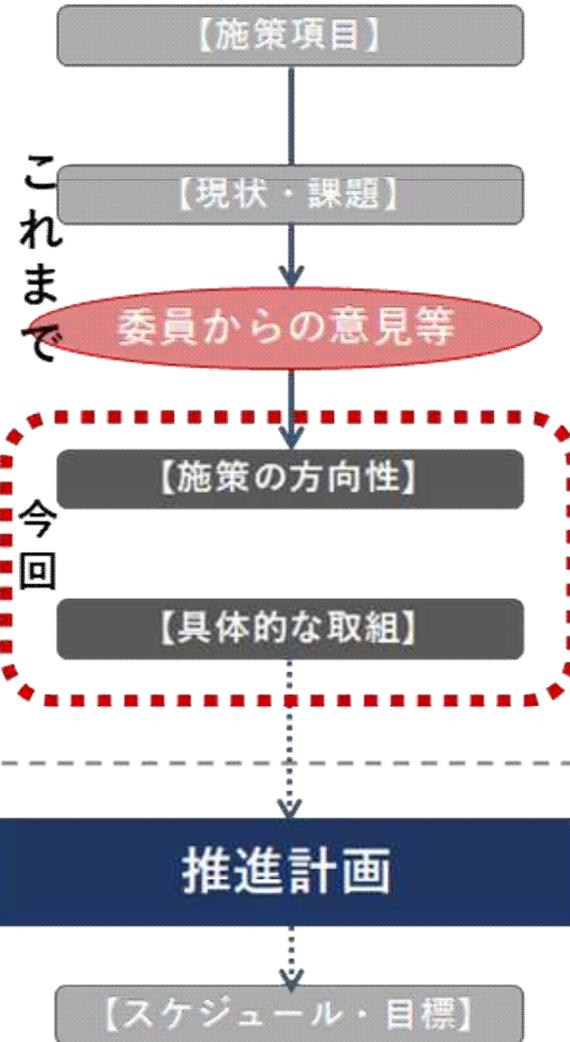


基本的な方針



柱1 日本語教育の機会の拡充

施策項目

1 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- ①公立学校における受入体制の整備（小中学校課／高等学校課／特別支援教育課）
- ②日本語指導教員等の資質能力の向上（教育政策課(教育センター)／小中学校課）
- ③就学機会の確保（幼保支援課／小中学校課／高等学校課／特別支援教育課）
- ④将来を見通したキャリア教育等の実施(小中学校課／高等学校課)
- ⑤国際理解・国際親善教育の環境づくり（小中学校課／高等学校課／私学・大学支援課／国際交流課）
- ⑥夜間中学の活用（高等学校課／国際交流課）

2 外国人留学生等に対する日本語教育

- ①大学留学生に対する日本語教育等（商工政策課／雇用労働政策課／私学・大学支援課）
- ②専修学校留学生に対する日本語教育（雇用労働政策課／私学・大学支援課）

3 外国人等である被用者等に対する日本語教育

- ①職場内でのコミュニケーション促進（雇用労働政策課／経営支援課）
- ②職業訓練としての専門的な日本語習得（雇用労働政策課／環境農業推進課／木材産業振興課／漁業振興課）
- ③看護・介護人材への日本語教育（医療政策課／地域福祉政策課）

4 地域における日本語教育

- ①地域における日本語教育の推進体制づくり（国際交流課）
- ②日本語教室の開設、空白地域への対応（国際交流課）
- ③先進的な取組への支援（国際交流課）
- ④地域の日本語教育を担う人材育成（国際交流課）